



徳島労働局発表  
平成26年12月25日

担当	徳島労働局労働基準部監督課 監督課長 吉岡 健一 監察監督官 楠 健 電話 088 - 652 - 9163
----	---

## 「働き方改革」の推進を目指して、 徳島労働局に推進本部を設置

徳島労働局（局長 樋野浩平）は、本日、徳島労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」に向けた企業への働きかけを実施することとしました。

### <ポイント>

- ・ 徳島労働局長を本部長とした「働き方改革推進本部」を設置
- ・ 労働局長等が企業トップを訪問して、働き方改革の推進を要請
- ・ 企業の取組事例をホームページで紹介

徳島労働局では、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、企業において長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直す、「働き方改革」に向けた企業への働きかけの強化に、別紙のとおり取組むこととしました。

## 1 労使団体への協力要請

徳島労働局長及び徳島労働局労働基準部長が、管内の事業主団体や労働団体を訪問し、働き方改革について傘下企業等に対する取組の要請、本部の設置や「働き方・休み方改善ポータルサイト」（平成27年1月下旬開設予定、以下「ポータルサイト」という。）の周知等に対する協力の要請を行い、「働き方改革」に向けた気運の醸成に努めます。

## 2 企業トップへの働きかけ

「働き方改革」の実現には、企業トップの発意による自主的な取組が不可欠であることから、上記1の取組とあわせ、管内に本社機能を有し管内の経済社会に大きな影響力のある主要な企業のトップ等経営者を計画的に訪問し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかけます。

その際、企業が働き方の見直しを行うに当たって、参考となる好事例・ノウハウや支援措置など必要な情報を提供するとともに、他の企業にとって参考となる先進的な取組事例や好事例等を収集します。

## 3 地方自治体、事業主団体等との連携

地域における雇用の質を重視した職場づくりを推進する上で、働き方の見直しに向けて地域全体における気運の醸成を図ることが重要であることから、例えば地方自治体等との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進に向けた取組や、働き方・休み方の見直しに向けた周知広報に係る取組を県、市町村、事業主団体等と連携して進めるなど、県、市町村、事業主団体等との連携を強化します。

## 4 取組事例の情報発信、各種会合等での周知啓発等

(1) 上記2の訪問企業における取組内容や、について、企業の実情を踏まえて労働局のホームページ等に掲載するなど、情報発信に努めます。

また、既に長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に積極的に取り組んでいる企業についても、徳島労働局の働き方・休み方改善コンサルタント等が企業訪問により情報収集し、企業の実情を踏まえて、労働局のホームページや厚生労働省のポータルサイトに掲載します。

(2) 徳島労働局や地方自治体、事業主団体等の主催する会議、セミナー等あらゆる機会を活用し、働き方改革に向けての働きかけ、周知啓発、情報提供を行います。

## 徳島労働局働き方改革推進本部 設置要綱

### 1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることを目的とする。

### 2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、徳島労働局に、働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### 3 構成メンバー

本部長	労働局長
副本部長	労働基準部長
本部員	監督課長、職業安定課長、雇用均等室長補佐 その他労働局長が指名する者

### 4 実施内容

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の促進のために必要な取組

### 5 会議

労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

### 6 庶務

本部の庶務は、労働基準部監督課において処理する。

## 働き方改革の例

### 所定外労働時間を削減する。

- ノー残業デーの実施（週1日 3日 完全実施）
- 会議時間の見直し（短時間で決定する）
- パソコンによるデータ管理とペーパーレス化

### 年次有給休暇の完全取得を図る。

- 年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。  
（土日、祝日と組み合わせた長期休暇の実現）
- 労働者本人及びその子どもの誕生日を計画年休として指定する。

### 育児休暇の完全取得と円滑な復帰支援を図る

#### 週休二日を確保する。

- 休日出勤を原則禁止する。
- さらに、週休三日制の導入も（1日10時間、週40時間（変形労働時間制））

#### 朝型の働き方を導入する

- 20時以降の時間外勤務を原則禁止する。  
（必要な場合は事前申請又は始業前に実施）

#### 多様な正社員制度を導入する

- 就業時間を限定した正社員区分を導入する。（短時間正社員制度）

#### テレワークを導入する。

# 長時間労働削減推進本部

## 【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（平成26年9月30日）

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局長 労働基準局長

## 過重労働等撲滅チーム

### ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施

相当の時間外労働時間が認められる事業場等

過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。

### ② 相談体制の強化

### ③ 労使団体への要請

### ④ 過労死等の防止に向けた取組

## 働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に設置  
（平成27年1月予定）

## 省内長時間労働削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策について
- ② 早期退庁・休暇取得促進方策について
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例について

## 働き方改革推進本部

（本部長 都道府県労働局長）

### 企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）

### 協力要請・連携

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 事業主団体
- ・ 労働団体  
等

### 「地方創生」につなげる

仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備  
地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「**働き方改革推進本部**」を設置  
（平成27年1月設置）

企業経営陣への働きかけ・支援、地域における働き方改革の気運の醸成

地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請

労働局長や労働基準部長が、**地域のリーディングカンパニー**を訪問

企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ

働き方・休み方コンサルタントによる企業に対する助言等の支援

企業における**先進的な取組事例の収集、周知**

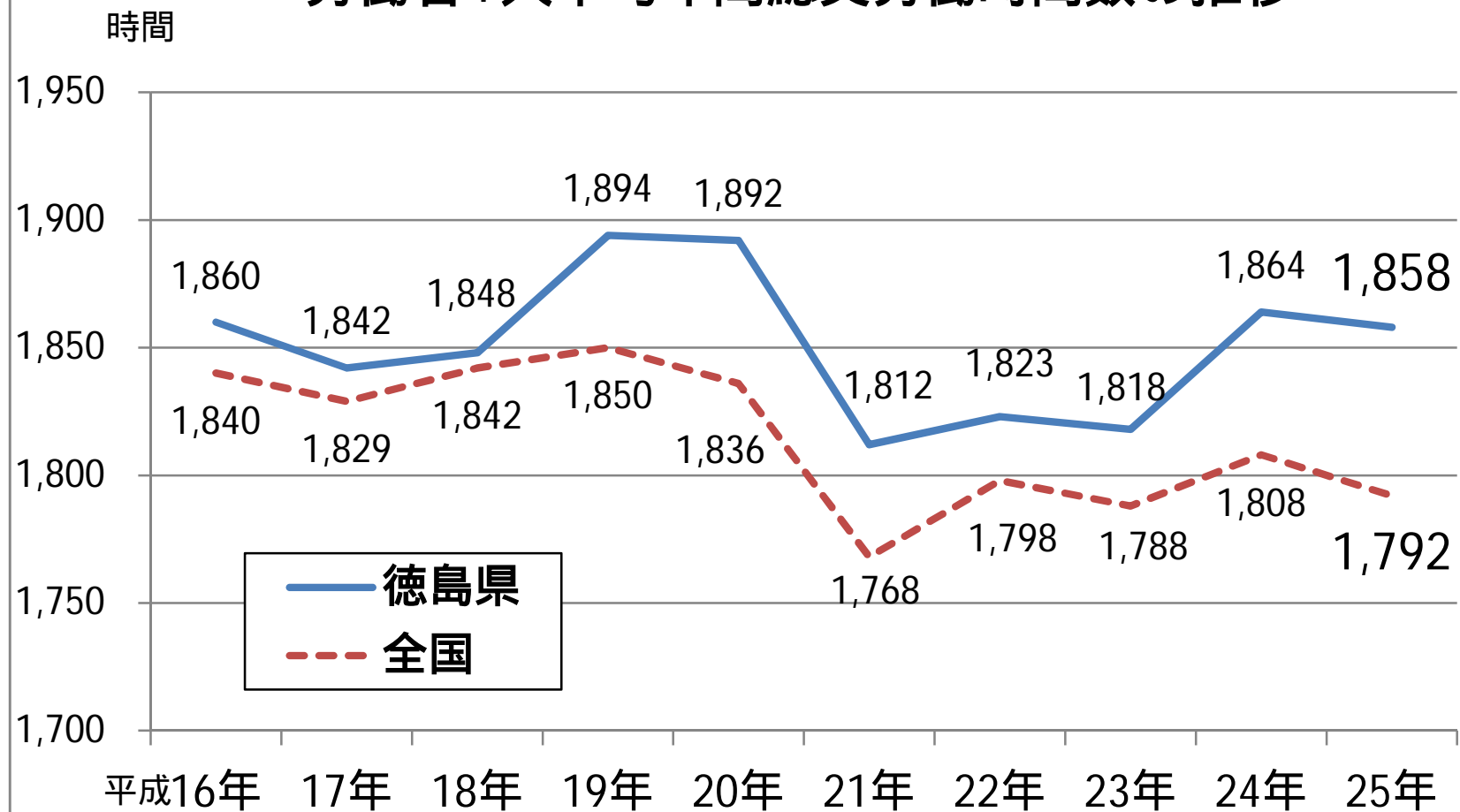
先進的な取組事例等について、本省**ポータルサイトを活用して情報発信**（平成27年1月本省に開設）

事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成

企業の自主的な働き方の見直しを推進

地域における働き方改革の気運の醸成

## 労働者1人平均年間総実労働時間数の推移



資料出所：徳島県政策創造部統計戦略課「毎月勤労統計調査」